

介護施設等における簡易陰圧装置等設置支援について

1 経緯

都は、令和2年6月、国の令和2年度補正予算成立を受けて、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、ウイルスが外に漏れないよう、居室の気圧を低くする簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業を開始しました。

区は、重症化しやすい高齢者が多い介護施設等において、感染または感染が疑われる事例の発生に備え、感染拡大のリスクを低減するため、簡易陰圧装置等の設置をする地域密着型介護施設等に対して必要な経費を補助します。

2 補助内容

設置工事費を含めた簡易陰圧装置設置経費（上限額：1台あたり4,320千円）及び換気を行うことができない居室の換気設備設置費（対象面積1㎡あたり4千円）を補助します。

3 対象施設

定員29人以下の地域密着型介護施設等 10施設、事業所

- ・認知症グループホーム（4施設） ・特別養護老人ホーム（1施設）
- ・小規模多機能型居宅介護事業所（4事業所）・有料老人ホーム（1施設）

※定員30人以上の介護施設等に対しては、都が直接支援業務を行います。

4 経費（概算）

約5,250万円

〔財源〕全額特定財源（都補助金）

地域医療介護総合確保基金（国2/3、都1/3）から全額、区に補助。

5 申請開始日

令和2年10月中旬から

6 今後のスケジュール

令和2年 9月 令和2年第3回港区議会定例会に補正予算案提出

10月 申請受付開始